

1-1 都市計画

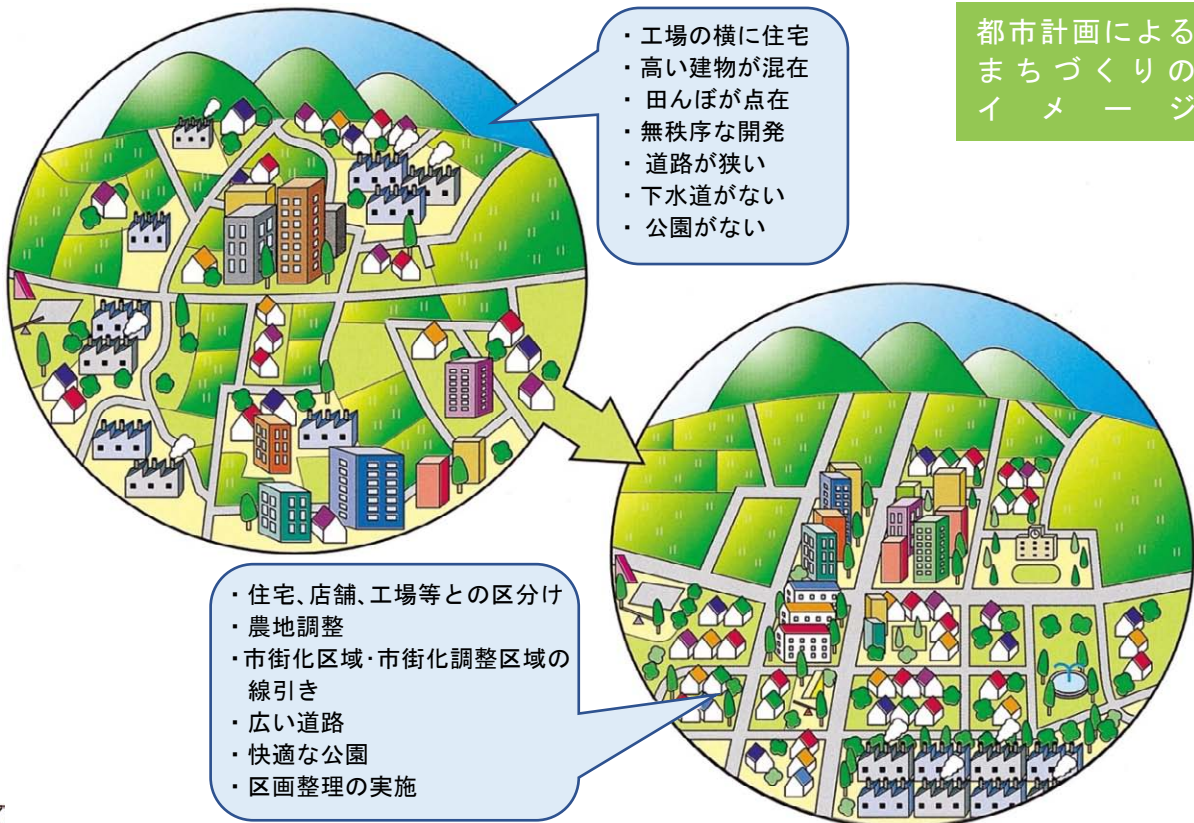
～まちづくりのルール～

都市は、大勢の人が集まり、働き、学び、生活する場所です。皆が快適で機能的な生活を営むためには、土地の使い方や建物の建て方に共通のルールを定め、それをお互いに守っていかなければなりません。

都市で生活し、生産活動を行うためには、道路や公園、下水道など、まちの機能を維持するための公共施設が必要です。土地利用や道路などの各種都市施設は、人口やまちの将来像、周囲の都市との関係などを考えて、あらかじめ計画を立て、それに従って整備していく必要があります。さらに、新しいまちをつくったり、都市基盤整備の遅れている市街地の再開発を行うことも必要です。

このようなまちづくりのルールを定め、個々のまちにあった計画を立て、実行していくのが都市計画なのです。

これまでの都市計画は、高度経済成長期の様々な都市問題に対処するため、国をはじめとする行政が主体となり進められてきました。地方分権が推進され、地域の特性を活かした個性ある豊かなまちづくりが可能となった今、住民と市町村が協力して、共通意識（都市の将来像）を持ったまちづくり（都市計画）が求められています。



豆知識

<都市計画法（昭和43年法律第100号。最終改正：令和2年6月10日）>

■目的

〔第1条〕

この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

■都市計画の基本理念

〔第2条〕

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

■国、地方公共団体及び住民の責務

〔第3条〕

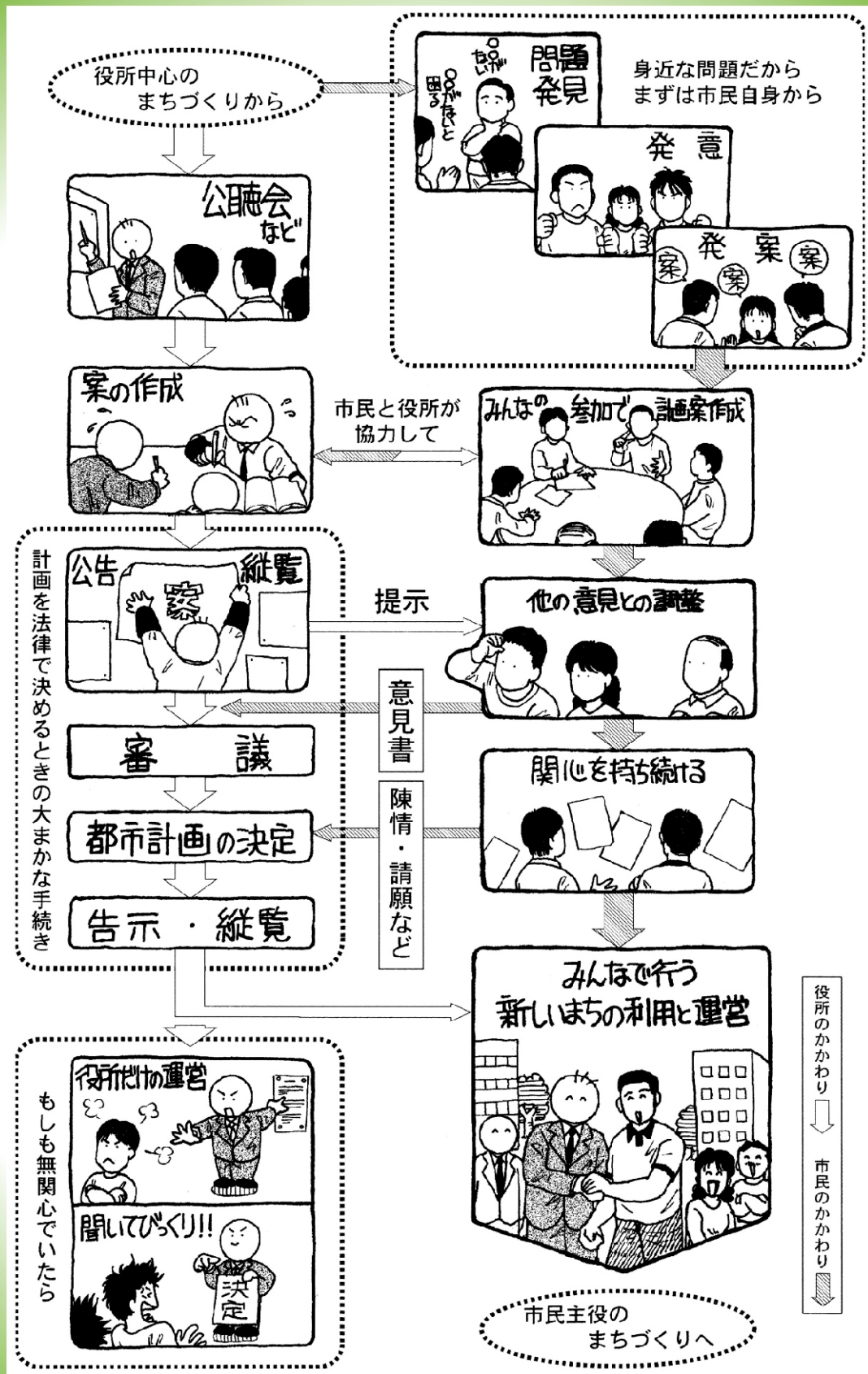
国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2) 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行う措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

3) 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

まちづくりへの市民のかかわり・・・協力と役割分担

役所中心のまちづくりから市民主役のまちづくりへの過渡期を迎えています。これからのまちづくりは、役所と市民、双方が協力しあい役割を分担しなければなりません。



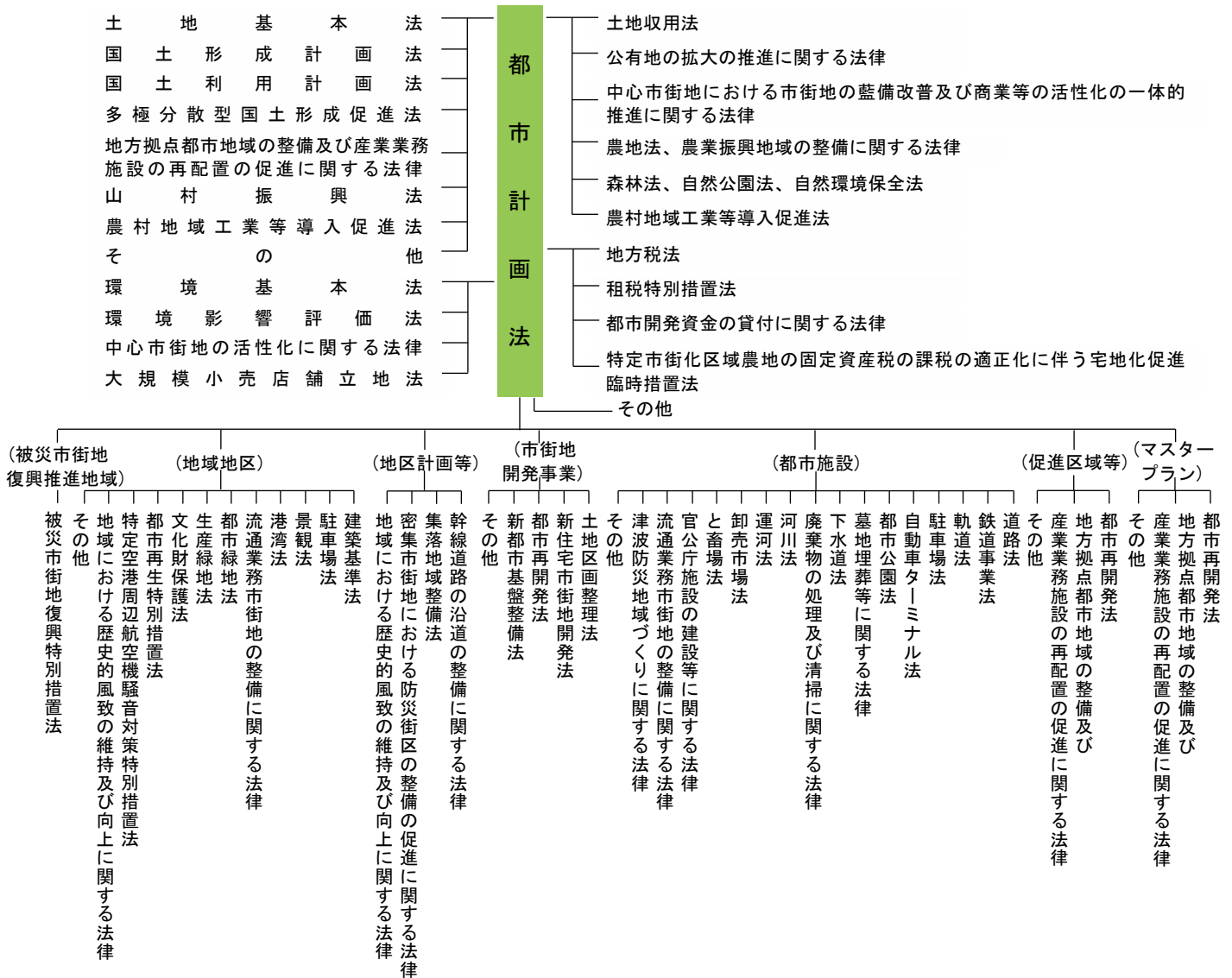
このイラストは福士恵美さん（青森市出身）が作成されたもので、まちづくりがわかる本—浦安のまちを読む（浦安まちブックをつくる会編著、彰国社刊）に掲載されているものです。

1-2 都市計画を取り巻く制度

～上位計画や関連法令などとの整合～

都市計画は、市町村の行政区域にとらわれることなく、実質的に一体の都市として、総合的に整備・開発・保全する必要がある 区域を対象として、都道府県と市町村が役割を分担して立てる計画です。しかし、「国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進」を図るため、国や地方の都市行政に関する総合的な法律に基づく計画（上位計画など）に適合する必要があります。

国土形成計画（全国計画）、広域地方計画、青森県基本計画、国土利用計画、土地利用基本計画、などの上位計画との整合性を図り、農地・森林関係などの法律、他の分野の広域・長期計画と調整しつつ進める必要があります。



私たちの都市計画は

- ◆国土形成計画法：第2次国土形成計画（全国計画 H27）、東北圏広域地方計画（H28）
- ◆国土利用計画法：第5次国土利用計画（H27）
- ◆青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦（H30）
- ◆第5次青森県国土利用計画（H29）
- ◆青森県土地利用基本計画
- ◆国土計画・地方計画に関する法律に基づく計画
- ◆道路・河川・鉄道・港湾・空港等の施設に関する国の計画

これらの計画に適合する必要があります。

◆青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦（平成31年3月策定）

県では、2004（平成16）年12月の「生活創造推進プラン」の策定以来、「青森県基本計画未来への挑戦」（2008（平成20）年12月策定）、「青森県基本計画未来を変える挑戦」（2013（平成25）年12月策定）に基づき、「生活創造社会」の実現に向け、県民一人ひとりの豊かな生活を支える経済的な基盤となる「生業（なりわい）」づくりを進めてきました。

これまでの取組により、本県の強みである農林水産分野や観光分野は成長を続け、「経済を回す」仕組みづくりが着実に成果をあげるとともに、課題である県民の健康づくりなどについても、明るい兆しが見えてきています。

一方、本県を取り巻く社会経済環境は、人口減少と少子化、高齢化の一層の進行、労働力不足、将来訪れる超高齢化時代、グローバル化の更なる進展など、大きく変化しています。

特に、AIやIoT等の第4次産業革命は、産業構造や雇用環境の転換に加え、私たちの暮らしや生き方、働き方にも劇的な変化を及ぼすことが予想されます。

この計画では、まさに時代の転換点とも言える急激な環境変化に対応していくため、本県の「多様性」と「可能性」を示しながら、人口が減少しても安心して暮らせる、持続可能な青森県づくりをめざします。

2030年のめざす姿としての「生活創造社会」

「生業」と「生活」が好循環する地域へ
～世界が認める「青森ブランド」の確立～



めざす姿（青森ブランド）の具体像

「買ってよし、訪れてよし、住んでよし」の青森県

「買ってよし、訪れてよし、住んでよし」とは、自然、歴史、文化、食、祭り、人材など、本県が有する多様な地域資源そのもの、そして、これらの地域資源に囲まれて暮らす私たち青森県民の日々の生活が、県外・海外から高く評価される状態、具体的には次のような状態をめざすものです。



取組の重点化～人口減少克服に向けて～



SDGsの理念を踏まえた施策展開



お問い合わせ

青森県企画政策部企画調整課基本計画推進グループ・・・017-734-8029

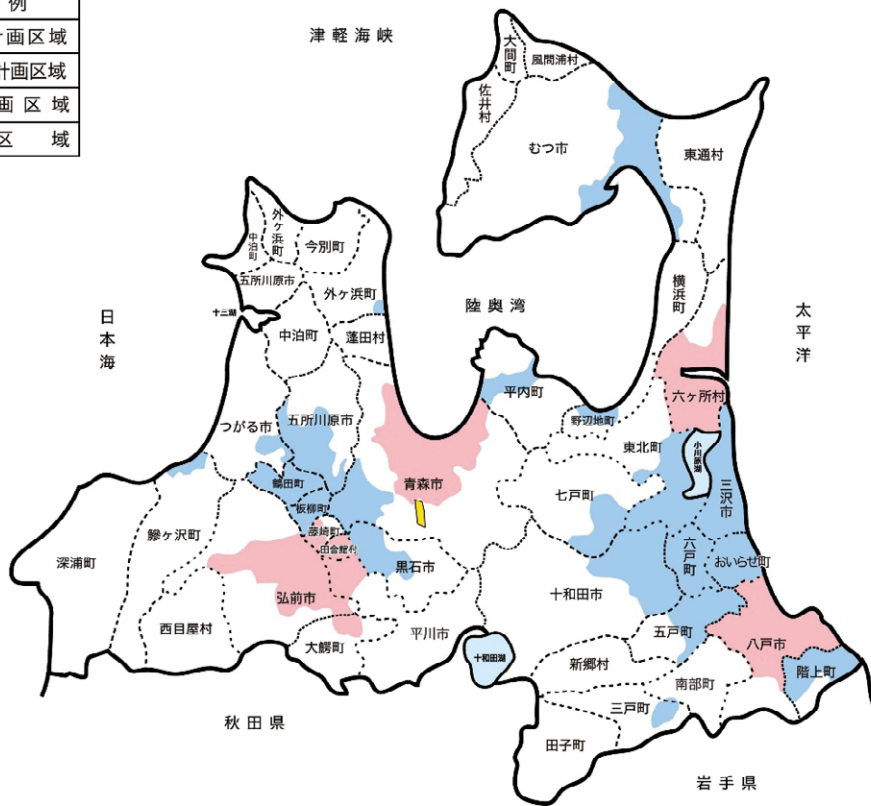
1-3 都市計画区域 ~24 都市計画区域・10 市 16 町 2 村~

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保すべき区域をいい、市町村の行政区域にとらわれることなく、人口、就業者数などの一定の要件を満たす市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を考慮して、実質的に一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を県が指定します。本県では、昭和4年7月に青森市の一部が都市計画区域の指定を受けたのをはじめ、24 都市計画区域（10 市 16 町 2 村）が指定されています。

また、準都市計画区域とは、一体の都市として積極的な整備、開発を行う必要はないが、積極的な土地利用規制が必要な区域であり、平成12年5月の都市計画法改正により新たに設けられた制度です。本県では、青森市において1区域が指定されています。

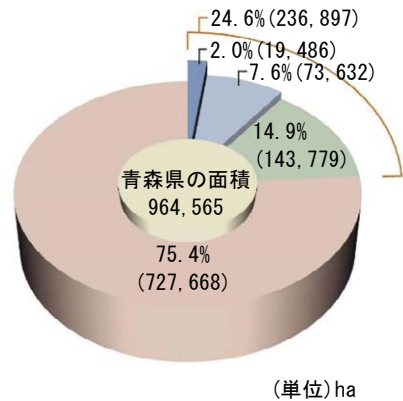
■ 都市計画区域図

凡	例
	線引き都市計画区域
	非線引き都市計画区域
	準都市計画区域
.....	行政区域

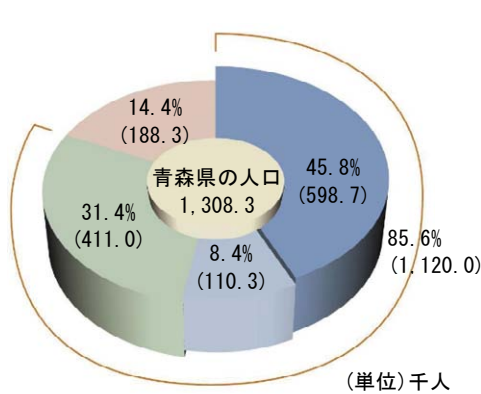


■ 都市計画区域の面積と人口

● 都市計画区域面積



● 都市計画区域人口



凡	例
	都市計画区域
	市街化区域
	市街化調整区域
	その他の都市計画区域
	都市計画区域外

都市計画区域面積は、令和3年9月末現在。人口は、国勢調査（H27）による。

青森県の都市計画の歴史

本県は、藩政時代、津軽藩（弘前）と南部藩の一部（八戸）に分かれており、それぞれ城下町として中心的機能を持って発展していました。

明治に入り、廃藩置県により青森県となり、県庁を青森市に置き政治経済の中心が青森市となりました。明治24年には東北本線、同27年奥羽本線が開通し、青森、弘前、八戸を中心とした地域の発展がなされました。

その後、昭和4年7月に青森市の一部が都市計画区域の指定を受けたのをはじめ、戦前9市町村が旧都市計画法の適用を受け、都市基盤整備を進めていきました。

昭和20年7月、終戦直前の空襲により、青森市は市街地中心部の殆どが焼失し、その後、戦災復興事業を実施しました。

戦後、都市への人口集中が顕著となり、高度経済成長時代に入り、昭和39年に八戸地区が「新産業都市」として指定を受けたほか、昭和41年の「津

軽地域総合開発計画」の策定などにより、工業誘致及び宅地化が進められました。

一方、市街地の無秩序な外延化が問題となり、新都市計画法に基づき昭和46年には青森、弘前広域、八戸都市計画区域の区域区分を定めたほか、昭和53年にはむつ小川原地域の工業開発進展に伴い六ヶ所都市計画区域の区域区分を定めました。

現在では、区域区分を定めない都市計画区域もあわせて24都市計画区域（10市16町2村）が指定されています。

都市を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の急速な進行や、地球環境問題の深刻化などにより大きく変化しており、市街地の空洞化やスポンジ化など課題が生じています。こうした厳しい社会環境下において、コンパクトなまちづくりを進め、将来にわたって持続可能な都市づくりを実現していくことが求められています。



図書館通り(3・4・9号 図書館通り新町線)
沿いの焼け跡(青森市)
青森空襲(昭和20年7月28日)
わずか1時間11分の空襲で
市街地の88%が焼失しました。



現在の図書館通り
街路事業、公園事業等で
整備されています。